



**火の使用の制限**

- ①山林や野原などで火入れをしない（火入れをするには市の許可が必要）
- ②花火をしない
- ③屋外で、火遊びやたき火をしない
- ④屋外での喫煙は指定された場所で行い、吸い殻は投げ捨てない
- ⑤残り火（たばこの吸い殻を含む）や灰、火の粉は、完全に火が消えたことを確認し、始末する

※市火災予防条例第28条を要約

■発令時の周知方法

- 解除時  
予防課 26-0296
- 林野火災警報  
防災行政無線、音声告知放送、市民メール、市ウェブサイト
- 林野火災注意報  
音声告知放送、市民メール、市ウェブサイト

■発令時の周知方法

- 発令時と同様にお知らせしますが、時間帯によっては市民メールのみで周知します。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、令和8年1月1日から市火災予防条例を改正し、林野火災注意報と警報の運用が始まります。

雨量が少なく空気が乾燥している場合や、強風が吹いている状況では、林野火災が発生しやすくなります。気象条件が基準に達した場合、注意報や警報を発令しますので、「火の使用の制限」に協力ください。

## 林野火災注意報、警報の運用を開始

発令時は、火の使用制限に協力ください

### ■発令時の注意事項



消防車や救急車は変わらず市内から出動します

## 東濃5市消防指令センター開設

東濃5市（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市）では、これまで各市で行ってきた119番通報の受け付けを、瑞浪市に新たに建設された「東濃5市消防指令センター」に集約して行います。

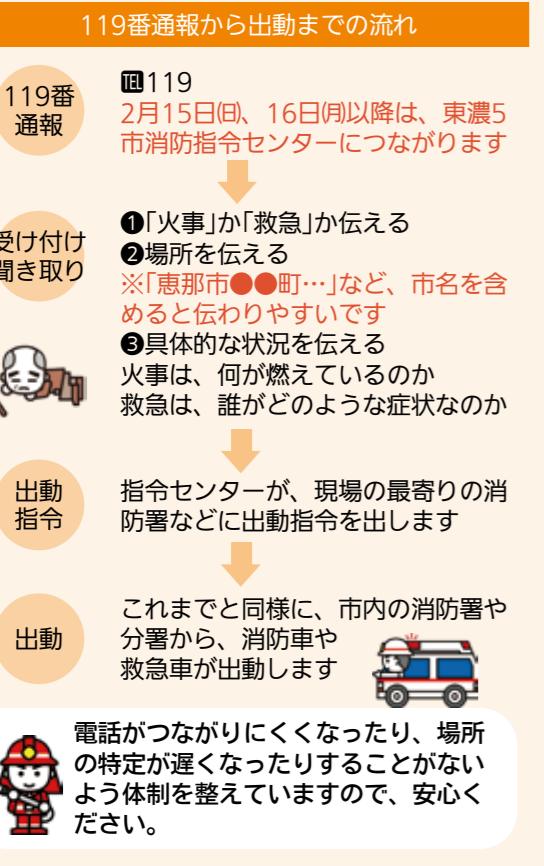
□仮運用開始日 1月29日（木）

※本市では2月15日（月）、16日（火）に回

指令センターが、現場の最寄りの消防署などに出動指令を出します

これまでと同様に、市内の消防署や分署から、消防車や救急車が出動します

電話がつながりにくくなったり、場所の特定が遅くなったりすることがないよう体制を整えていますので、安心ください。



## 議長、副議長、各行政委員会委員が決まる

令和7年第5回  
市議会定例会で決定

当選、選任、任命された皆さんは次の通りです（敬称略）。

遊んで、学ぶ  
体験いっぱいのイベント

